



2025 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 GFA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

公認会計士等の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 18 日に開催した監査役会において、以下のとおり、当社の監査人である監査法人アリアが本日付にて監査人を辞任し、新たに一時会計監査人にプログレス監査法人を選任することに伴いまして、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等の辞任及び一時会計監査人の選任を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動年月日
2025 年 7 月 18 日

2. 就辞任する公認会計士等の概要

(1) 一時会計監査人として就任する公認会計士等の概要

① 名称	プログレス監査法人
② 所在地	東京都豊島区西池袋 1-9-11 カーサ池袋 209 号
③ 業務執行社員の氏名 (予定)	岡田 千穂 柴田 洋
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

(2) 辞任する公認会計士等の概要

① 名称	監査法人アリア
② 所在地	東京都港区浜松町 1-30-5 浜松町スクエア
③ 業務執行社員の氏名	茂木 秀俊 山中 康之

3. 2(1)に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

プログレス監査法人を一時会計監査人として選任した理由は、同監査法人が、当社の会計監査人に求められる品質管理体制、独立性及び専門性などを有し、今後当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

4. 辞任する公認会計士等の就任年月日

2020年6月19日

5. 辞任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の2025年3月期決算に関する会計処理において、監査法人アリアとの間で会計処理の方針等について見解の相違が生じた経緯があります。

具体的には、以下の項目について監査法人との間で協議を試みましたが、見解の相違について指摘を受けた期日から、決算短信発表予定日まで極めて限られた時間の中での対応を余儀なくされたため、協議の上で最終的な合意をすることは不可能と判断し、全面的にご指摘を受け入れる対応をいたしました。

当初の決算短信の発表時における見解の相違点は下記のとおりであります。

- ・暗号資産の評価方法（活発な市場の判定基準及び時価評価の適用範囲）

結果として決算短信の開示延期が発生し、その後、追加の指摘により見解の相違が生じたことから決算短信の訂正をすることとなりました。

会計処理に関する見解の相違を起因として、監査プロセスの長期化が発生し、適時開示に支障を来すこととなりました。

なお、決算短信の修正時における見解の相違点は下記のとおりであります。

- ・暗号資産受贈益の収益認識時点及び計上方法
- ・貸倒引当金の計上範囲及び引当率の判定
- ・債権譲渡に係る会計処理の方法

ここまでにおける経緯から、今期以降での監査に関しても監査法人アリアと見解の相違点等も含めて協議させていただきましたが、継続して監査対応していくことが難しいとの判断もあり、監査法人アリアから辞任の申し出をいただきました。当社といたしましては、今後の円滑な監査業務の遂行及び適時適切な情報開示を実現するため、当社の事業特性及び会計処理方針について十分な理解を有し、建設的な対話が可能な監査法人への変更が必要であるとも判断し、本件の辞任の決定に至っております。

7. 6. の理由及び経緯に対する意見

(1) 辞任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2) 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

以 上